

平成 23 年 7 月 11 日

## 司法修習生の給費制について（発言要旨）

日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員 川上明彦

### 1 はじめに

- 司法制度改革審議会意見書は、給費制につき「新たな法曹養成制度全体の中での司法修習の位置付けを考慮しつつ、その在り方を検討すべき」としたに止まり、給費制の廃止・貸与制への移行を提言していたわけではない。
- 給費制も貸与制も、法曹養成の手段であって目的ではない。新たな法曹養成制度全体の検証と改善方針の議論の一環として、本来は検討されるべきである。

### 2 東日本大震災・福島原発事故という国難の中で

- 3.11 の東日本大震災・福島原発事故では、多くの方々が被災した。国難であり、復興予算は何十兆円とも言われる。しかし、司法制度・法曹養成制度は社会の基本インフラであり、冷静な議論が必要である。
- 現在の司法修習制度と給費制は、敗戦直後の昭和 22 年に導入された。全国が焦土化し、国民は物質的にも精神的にも疲弊していた時である。こうした時期に、裁判官・検察官のみならず弁護士の志望者をも司法修習生として統一的に養成し、給与を支払うようにしたのである。今、給費制導入の原点に立ち返って考えてみたい。

### 3 新たな法曹養成制度の期待

- 「制度を活かすもの、それは疑いもなく人である。」司法制度改革審議会は、法曹に「国民の社会生活上の医師」たることを求め、質・量ともに豊かな法曹を養成するため、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を導入した。
- 新しい法曹養成制度は多様な人材を法曹界に迎えることをめざし、弁護士については、人間性豊かで国民の弱者・少数者に寄り添う弁護士を全国にあまねく配置する一方、経済・金融の国際化に伴い国際取引にも対処でき、あるいは、知的財産権・医療過誤・労働関係など専門的知見を有する弁護士を確保することをめざした。
- 法科大学院の厳格な成績評価と修了認定を経た修了者の 70～80% が司法試験に合格することが期待された。
- 法曹の需要予測としては、従来 of 司法分野のみならず様々な職域において法律専門家が進出し、合格者増加に見合ったニーズがあるものと考えられた。

#### 4 貸与制導入の背景

- 日弁連は、給費制廃止には一貫して強い反対を続けていたが、平成 16 年の裁判所法「改正」により、給費制を廃止し貸与制を導入することが決まった。その背景は、次のとおりであった。
  - 閣議決定による平成 22 年（2010 年）、年間 3000 名の合格者の大量増加に対応し、財政支出を削減したい。
  - 司法修習生の多くは弁護士になる。弁護士は安定した収入が得られると考えられたため、法科大学院の奨学金返済を考慮しても貸与金の返済は十分できるとみられた。

#### 5 貸与制導入時の附帯決議

- この「改正」時に、衆参両院は、給費制廃止・貸与制への移行を決議したものの、政府及び最高裁に対し「経済的事情から法曹への道を断念する事態を招くことのないよう、法曹養成制度全体の財政支援の在り方も含め、関係機関と十分な協議を行うこと」との附帯決議をつけた。

#### 6 新たな法曹養成制度の現状

- 法曹養成を巡る現状(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果より)
  - ・法科大学院志願者の大幅な減少等が生じ、質を維持しつつ大幅な増加を図る司法制度改革の理念を実現できない懸念がある。
  - ・新たな法曹養成制度は、悪循環に陥りつつあることから、関係機関が連携し、好循環となるよう取り組む必要がある。
- 法曹志望者数が減少しているのみならず、非法学部出身者・社会人の割合が減少している。その大幅減少の原因は何か。
  - ア) 司法試験の合格率が伸び悩んでいること（高リスク）

法科大学院修了者の 70～80%が司法試験に合格することが期待されていたが、昨年度は 25.4%（単年度）まで下落した。社会人を含む未修者の合格率にいたっては 17.3%（同）に落ち込んでいる。
  - イ) 法曹養成過程に経済的負担が伴うこと（高コスト）

順調でも、大学を卒業してから 5 年近くの期間とその間の学費と生活費という経済的な負担が生じる。
  - ウ) 法曹需要の現状（低リターン）

従来からの訴訟を中心とする紛争解決実務に対する需要、社会の各

分野における多様な需要が、いずれも期待されたほど伸びておらず、修習終了者の就職難が問題となっている。

ア、イ、ウがあいまって、法曹志望者を減少させている。

## 7 まずは法曹志望者の減少の歯止め、そして、新たな法曹養成制度の好循環へ

- 平成 16 年 12 月の裁判所法「改正」時の両院の附帯決議の予想した事態が発生している。
- 法曹志望の心理的障害の主因が、司法試験合格率の低迷にあるとしても、多額の経済的負担は大きな心理的障害の原因になり、法曹志望離れを拡大している。
- 貸与制の導入は、新たな法曹養成制度の好循環への転換を困難にする。返済条件が有利であっても返済はしなければならない。現在、弁護士の収入状況は、ニーズを上回る弁護士の急増により年を追うごとに漸減傾向にある。この漸減傾向に歯止めがかからない限り、アンケート結果で一定の収入が見込めることが判明したとしても法曹志望の心理的障害を除去できるものではない。
- このような現状の法曹養成過程において給費制廃止・貸与制移行となれば、司法試験に合格しても 1 年は無収入で経済的負担を余儀なくされることになり、法曹志望者の減少に拍車をかけることが容易に想像できる。
- 平成 22 年 11 月 24 日衆議院法務委員会の改正裁判所法の起草案趣旨説明には、「経済的理由から法曹になることを断念することがないよう、法曹養成制度に対する財政支援の在り方について見直しを行うことが緊要な課題」とある。また、上記の法曹養成の悪循環を好循環に転換する対策の一環としても給費制維持を位置付けるべきではないか。

## 8 給費制維持への国民の支持

- 昨年 4 月、給費制維持運動が本格的に各地で始まった。
- その後、若い弁護士や市民の強い思いもあって一挙に運動は広がった。集会は全国各地で 40 数回。薬害被害者、ハンセン病で差別に苦しまれた方、消費者運動、公害の弁護団、冤罪事件で苦しまれた方々の話は、弱い自分たちに寄り添い手弁当で支えてくれた弁護士への感謝であり、給費制維持を支持されていた。また、党派を超えて多数の国会議員の支持もあり、運動は勇気づけられた。

- 秋には 68 万名もの署名が集まった。署名者は、実に様々であった。街頭演説・街頭署名も運動が進むにつれて署名の手応えを実感した。  
司法修習生の給費制という一般的には地味なテーマも、説明すればきちんと多くの国民が支持して下さることを実感した。
- 昨年 11 月 26 日、国会は、一旦、施行された貸与制を改め、給費制を 1 年延長するよう議決した。国会議員の皆さんの「今、法曹志望者が激減している現状で、本当に貸与制に移行してよいのか。1 年延期して、もう一度慎重に議論し考えてみよう。」という思いが、法改正をもたらしたと理解する。

## 9 弁護士の公共性

- 法曹は、裁判官・検察官・弁護士のいずれもが国の司法制度を支える役割を担っており、社会における紛争解決や紛争予防のために活動している。弁護士は当事者の立場から、時には国や地方公共団体など対立し市民の権利を守る存在であり、その活動は、社会の隅々まで及んでいる。
- 弁護士会は国が行うべき公益的な事業に先取りの取り組み、当番弁護士、法律援助事業の実践や、今回の震災におけるさまざまな立法提言(いわゆる二重ローンなど)も行っている。
- 弁護士は民間であるといわれるものの、憲法上に明記された存在であり、その職務の高い公共性・公益性が社会的基盤となっている。

## 10 給費制の理念と意義

### (司法修習の実情と目的)

- 司法修習生は、最高裁の指揮監督下に、全国各地の地方裁判所に配属され、1 年間の修習を行う。
- そのうち 10 ヶ月間を占める実務修習では、志望にかかわらず、裁判官実務を合計 4 か月、検察官実務を 2 か月、弁護士実務を 2 か月、選択型修習を 2 か月間行う。いずれも実際の事件を扱う研修が中心であり、司法制度の円滑な維持のための公共性の高い研修である。
- 法曹の仕事は、国民の生命・身体・名誉・財産などを含め生活全般に関わり、法律実務への精通と高い倫理観が要求される。司法修習生は、修習期間を通じてこうした自覚を促される。

### (修習専念義務・他の職種との特徴的な違い)

- 司法修習生には、修習専念義務と兼業禁止義務が課されている。アルバイト等兼業は禁止されており、企業在職者は退職を求められる。

### **(給費制との関連)**

- 給費制は、修習に専念しうるための生活保障である。また、司法修習生の各実務への関わりを見ると、訴状・判決文の原案作成、被疑者の取調べ、接見など労働に近い。任地への配属に伴う経済的負担（例えば、転居費用など）も大きい。
- 司法修習生の給費制を他の職種・制度と比較を行う場合、この修習専念義務の存在は必ず意識される必要がある。

### **(給費制の効用)**

- 公共心の醸成 - 弁護士への社会への貢献・還元  
給費制は、弁護士の公共心や強い使命感の醸成を制度的に支えてきた。

## **11 予算・財源を考える - 新給費制 -**

- 「予算 100 億円」というが、現状の合格者数を前提に 2000 名で試算してみると 80 億円程度である。
- 日弁連では本年 5 月に新 63 期の弁護士に修習期間中の生活費等につきアンケート調査を行った。それをもとに試算すると、現状、63 億円まで減縮できる。

## **12 医師養成との比較と給費制の予算**

- 医師と弁護士はともに「プロフェッション」と称され、公共性が高い国家資格であり、高い倫理が要求される。
- 医師の養成については、近年、国家試験合格後 2 年間の臨床研修中の研修専念義務が導入され、その間の給与が円滑に支給されるよう国が医療機関に補助金を交付しているが、その際には、司法修習生並の経済保障に言及されている。

## **13 まとめ**

- 米百俵の精神 - 戊辰戦争で敗れた長岡藩は、焼け野原の貧窮にもかかわらず、見舞いとして送られた米百俵を国漢学校の資金に充て、人材育成に取り組んだ。
- わが国は、物質的資源はなく人的資源の育成によって将来があり未来がある。